

【参考】これまでに草津市が締結した大学との包括協定  
 (立命館大学・滋賀大学・成安造形大学・京都橘大学・滋賀県立大学)

## 草津市と立命館大学との連携協力に関する協定書

草津市と立命館大学は、相互の人的・知的資源の交流・活用を図り、産業、教育、文化、まちづくり等の分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与するための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、草津市と立命館大学が包括的な連携のもと産業、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 産業振興のための連携
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、草津市と立命館大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、草津市と立命館大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成15年11月6日

草津市長

立命館大学長

芥川正次



長田豊臣



## 滋賀大学と草津市との協力に関する協定書

滋賀大学(以下「甲」という。)と草津市(以下「乙」という。)とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、教育研究活動等を通したまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育及び生涯学習に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 産業の振興に関する事業
- (4) 地域の活性化に関する事業
- (5) 人材育成に関する事業
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

(定めのない事項)

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

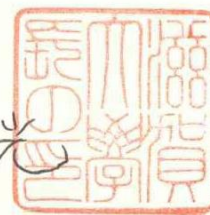
上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年5月31日

(甲) 彦根市馬場一丁目1番1号  
国立大学法人滋賀大学

滋賀大学長

佐和隆光



(乙) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

草津市長

橋川 渉



## 草津市と成安造形大学との協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と学校法人京都成安学園成安造形大学（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育研究活動等を通したまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 学校教育および生涯学習に関する事業
- (2) 歴史、文化および芸術の振興に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) 産業振興に関する事業
- (5) 景観の保護および形成に資する事業
- (6) その他甲および乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定書に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年8月5日

(甲)草津市草津三丁目13番30号

草津市

草津市長

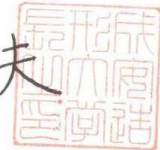
橋川 渉

(乙)大津市仰木の里東四丁目3番1号

学校法人京都成安学園 成安造形大学

学長

牛尾 郁夫



## 草津市と京都橋大学との協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と京都橋大学（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通じたまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 幼児教育・児童教育に関する事業
- (2) 生涯学習に関する事業
- (3) 文化の振興に関する事業
- (4) 産業の振興に関する事業
- (5) 地域の活性化に関する事業
- (6) 人材育成に関する事業
- (7) その他甲および乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年12月25日

(甲) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

(乙) 京都市山科区大宅山田町34  
学校法人京都橋学園 京都橋大学

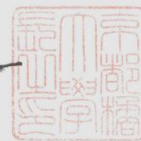
草津市長

橋川 渉



京都橋大学長

糸川 涼一



## 草津市と滋賀県立大学との連携・協力に関する協定書

草津市（以下「甲」という。）と滋賀県立大学（以下「乙」という。）とは、これまで築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、教育研究活動等を通したまちづくり事業における甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の企画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 産業の振興に関する事業
- (2) 文化の振興に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) 人材育成に関する事業
- (5) 自然・環境の保全および活用に関する事業
- (6) 健康づくり・福祉に関する事業
- (7) 学校教育および生涯学習に関する事業
- (8) その他甲および乙が協議して必要と認める事業

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲または乙から改定の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

### （定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

(甲) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市

(乙) 彦根市八坂町2500  
公立大学法人 滋賀県立大学

草津市長

滋賀県立大学 理事長

橋川 渉



大田 啓一

